

長崎市GX推進事業費補助金

物価高騰の影響が依然として続く中、原材料費や燃料費などのコスト高に直面している市内中小企業者等のエネルギーコストに要する経費削減につながる省エネルギー設備等の更新の取組みを支援するとともに、今後、成長が期待されるGX分野への参入促進の取組みを支援します。

対象事業	省エネ促進事業 市内事業者の経営基盤の強化や温室効果ガスの排出削減を図ることを目的に、10%程度以上の省エネルギー化に寄与する工場内の機械設備等の更新や自社消費を目的とした再生可能エネルギー設備等の導入などの取組みに資する事業 （対象設備） 次の①～⑤に掲げるもので、省エネルギー又は高効率効果が既存設備等と比較して 10%程度以上の効果が見込まれるなど、一定のコスト削減が見込まれる機械設備等 ① 生産活動等に必要の機械設備等 ② 小型ボイラー設備 ③ 再生可能エネルギー設備（主に自家消費を目的としたものに限る） ④ 蓄電池（③と連携したものに限る） ⑤ その他省エネルギー又は高効率効果が見込まれるもの ※①、②、⑤については更新のみ、③、④については、新設のみに限る										
	G X 分野参入支援事業 市内事業者の G X 分野（14 分野）への参入促進を図ることを目的に、新規受注の獲得や受注拡大に寄与する技術・技能の高度化の取組みをはじめ、実証試験、人材育成、設備投資などの取組みに資する事業 ※14 分野：「洋上風力・太陽光・地熱」、「水素・燃料アンモニア」、「次世代熱エネルギー」、「原子力」、「自動車・蓄電池」、「半導体・情報通信」、「船舶」、「物流・人流・土木インフラ」、「食料・農林水産業」、「航空機」、「カーボンリサイクル・マテリアル」、「住宅・建築物・次世代電力マネジメント」、「資源循環関連」、「ライフスタイル関連」										
補助対象者	下記の要件を全て満たす市内中小事業者 ① 長崎市内に本店、主たる事業所、工場を有し、かつ、3 年以上同一事業を行っていること ② 次の業種を営んでいること <table><tr><td>省エネ促進事業</td><td colspan="2">全業種</td></tr><tr><td>G X 分野参入支援事業</td><td colspan="2">製造業、機械設計業、商品・非破壊検査業</td></tr></table> ③ 市税及び県税、消費税および地方消費税相当額を滞納していないこと			省エネ促進事業	全業種		G X 分野参入支援事業	製造業、機械設計業、商品・非破壊検査業			
省エネ促進事業	全業種										
G X 分野参入支援事業	製造業、機械設計業、商品・非破壊検査業										
事業期間	交付決定日 ～ 令和 8 年 1 月末										
対象経費	裏面のとおり										
補助率・補助限度額	【補助率】3 分の 2 【補助限度額】 <table><tr><td>事業</td><td>上限額</td><td>下限額</td></tr><tr><td>省エネ促進</td><td rowspan="2">5 0 0 万円</td><td>1 0 0 万円</td></tr><tr><td>G X 分野参入支援</td><td>-</td></tr></table>			事業	上限額	下限額	省エネ促進	5 0 0 万円	1 0 0 万円	G X 分野参入支援	-
事業	上限額	下限額									
省エネ促進	5 0 0 万円	1 0 0 万円									
G X 分野参入支援		-									

申請書類	【提出書類】 ① 長崎市GX推進事業費補助金交付申請書（第1号様式） ② 補助事業（収支）計画書（第2号様式） ③ 前年度・前前年度決算書（法人に限る） ④ 税務署へ提出した直近2期分の事業の収支内訳書又は青色申告決算書及び貸借対照表の写し（個人事業者に限る） ⑤ 宣誓書兼同意書（第3号様式） ※個人の場合は本人分を記載 ⑥ 更新前の設備の写真 ⑦ 設備比較証明書（第4号様式） ⑧ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（法人に限る） ※写し可 ⑨ 市税の完納証明書及び県税の納税証明書（未納がない証明）、消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことを証明する納税証明書（その3）※原本 ⑩ 業者選定理由書（複数の見積書が提出できない事業者に限る） ※①、②、⑤、⑦の様式は、長崎市ホームページからダウンロードできます。 【添付書類】 ア 省エネ促進事業 ① 見積書 ※見積書1者の場合は、⑩業者選定理由書（任意様式）の提出が必要となります ② 機械設備等の機能等がわかる資料（パンフレット 等） イ GX分野参入支援事業 ① 見積書（機械設備等導入費）及び機械設備等の機能等がわかる資料（パンフレット 等） ② 具体的な委託内容が分かる見積書 ③ 研修内容や金額が分かる資料（研修受講や資格取得の場合） ④ 購入予定の商品、数量、金額一覧（消耗品等）※任意様式
申請期限	令和7年8月29日まで令和7年10月31日まで <u>※申請期間を延長しました。</u>（予算がなくなり次第、受付は終了します） <u>事業期間については当初と変わらず、令和8年1月末（原則）とします。</u>
備考	https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/52550.html 又は、「長崎市 GX推進事業費補助金」で検索
お問い合わせ	長崎市経済産業部新産業推進課 誘致ものづくり支援係 〒850-8685 長崎市魚の町 4-1 14 階 TEL 095-829-1273 FAX 095-829-1151 Mail shin_sangyo@city.nagasaki.lg.jp

対象経費(省エネ促進事業)

補助対象経費	内容
省エネルギー設備等購入費	・導入から5年以上経過した既存の機械設備等の更新を目的としたものであり、かつ、工場内での生産活動に供する機械設備等で、既存の機械設備等と更新する機械設備等を比較して、機械・設備メーカー又は納入業者等により省エネルギー又は高効率効果が既存の機械設備等と比較し10%程度以上見込まれると証明された機械設備等 【対象となる機械設備等（例）】 ・工作機械、変圧器、加工機械、産業用モータ、プレス機械、プラスチック加工機械、ボイラー 等 ・工場または倉庫内の照明設備 ・主に自社消費を目的とした再生可能エネルギー設備（新設のみ） ・上記の再生可能エネルギー設備と連携した蓄電池（新設のみ）
	（以下は補助対象外） ・機械設備等の新設 ・生産活動に供しない機械設備等 ・1件あたりの取得価格が30万円（消費税及び地方消費税相当額を含まない価格）未満の機械設備等 ・消耗品の購入費 ・中古品の購入費 ・空調機器、厨房機器設備 ・機械設備等のリース又はレンタルに要する経費 ・機械設備等の設置に係る自社の人件費、旅費 ・パソコン、プリンター、コピー機など汎用性の高い機械設備等の購入費 ・既存機械設備等の改良・改修に要する経費
工事費	・補助対象事業の実施に係る据付及び撤去工事に要する経費に限る。 （以下は補助対象外） ・省エネルギー設備の設置場所の整備工事、基礎工事に要する経費
運搬費	・補助対象事業の実施に直接必要な運搬費に限る。
処分費	・補助対象事業の実施に直接必要となる処分費に限る。

※消費税及び地方消費税相当額分は対象外となります。

※ 対象外経費については、募集要項の「10（2）補助対象外経費について」をご参照ください。

対象経費(GX分野参入支援)

補助対象経費	備考
旅 費	・ 事業実施に必要な出張に要する経費に限る。
謝 金	・ 事業実施に必要な外部専門家に対する謝金又は旅費に限る。
受講料等	・ 事業実施に必要な研修の受講料、教材費、受験料及び資格登録料に要する経費に限る。
会場借上料	・ 事業実施に必要な会場及び機材の借上げに要する経費に限る。
消耗品費	・ 事業の実施に直接必要な資材、部品若しくは消耗品の製作又は購入に要する経費に限る。
機械設備等導入費	・ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表第一及び第二、第三、第六に定められた工具、器具、機械及び装置並びにソフトウェアの購入、借用又は改良に要する経費に限る。 （以下に記載するものは補助対象外） ・ 長崎市外に設置する機械設備等 ・ 老朽化した機械設備等の更新であるもの ・ 生産活動、サービスの提供及び業務効率化の取組みに直接利用されない機械設備等 ・ 1 件あたりの取得価格が 30 万円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）未満のもの ・ 建物、建物附属設備、構築物、船舶、航空機、車両、家具、家庭用品、備品及び空調設備 ・ パソコン、デジタルカメラ、プリンター、コピー機など汎用性の高い機械装置等の購入及びレンタル ・ 中古品又はリース契約に基づくもの 等
委託費	・ 補助対象者が、直接実施することができない又は適当でないものについて、他の事業者への外部発注に要する経費に限る。
使用料	・ 事業の実施に直接必要な使用料に限る。
役務費	・ 事業の実施に直接必要な経費に限る。
共同研究費	・ 事業の実施に直接必要な契約、協定等に基づき負担する経費に限る。

※消費税及び地方消費税相当額分は対象外となります。

※ 対象外経費については、募集要項の「10（2）補助対象外経費について」をご参照ください。